

事故が起きたら！

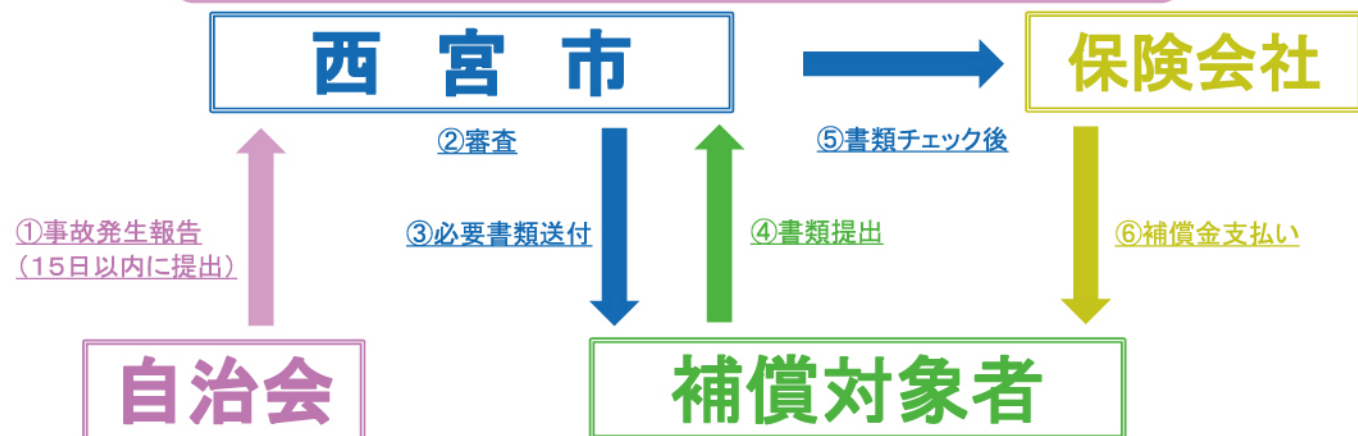
事故が発生したときは、**市担当課**に報告してください。

「事故内容の確認」と「事故報告書の送付」と「今後の手続きについて説明」をさせていただきます。

連絡いただきたい内容

- ①自治会等名称 ②代表者 ③いつ(日時) ④どこで(場所) ⑤だれが(加害者) ⑥だれを(被害者) ⑦どうして(事故状況) ⑧どうなったか

事故発生時の対応フロー図



※事故の形態によっては補償が受けられないことがあります。



【問い合わせ先】

西宮市市民局コミュニティ推進部
地域コミュニティ推進課(西宮市役所本庁7階)
電話 0798-35-3276・3876

令和3年4月改訂

自治会等地域活動の「もしもの事故」をサポートします

西宮市自治会等公益活動補償制度のご案内

掛金は不要 事前の加入手続きも不要

制度の概要

「西宮市自治会等公益活動補償制度」は、市民のみなさんが安心して自治会等の地域活動を行えるように、**自治会等の公益的な活動中**の傷害事故や賠償責任などを補償する制度です。

※西宮市における他の制度で補償される場合、当補償制度は適用されません。

つなげよう。地域の輪・異世代の輪



補償対象となる人

西宮市が毎年7月に実施する「地域自治団体調査」で調査票を提出いただいた単位自治会及び連合自治会に所属し、自治会や町内会等の一員として公益的な活動に直接参加した人。

～注意～

あくまで自治会の一員として、公益的な活動を行った人が対象になりますので、「お祭りなどの単なる参加者」「講演会などの単なる参加者」「運動会の単なる応援者」などは**対象外**になります。



補償対象となる活動



総会や役員会など会議への参加、防災訓練、防火・防犯パトロール、地域清掃・美化活動、お祭りや盆踊りの開催、スポーツ・レクリエーションの開催、青少年の健全育成、高齢者家庭や独居家庭の見回り、地域集会所の管理運営、登下校の監視・誘導、子どもたちへの交通安全の啓発活動など自治会等が行う「公益的な活動」が対象になります。

～注意～

・「政治的及び宗教的活動」や「営利を目的とした活動」など公益を目的としない活動や、一部の人のみで行う「趣味的な活動」、「突発的・一時的な活動」、「危険を伴う活動」などは対象になりません。
・年次計画においてあらかじめ実施日時等が定められている活動が対象となります。(だんじり等の危険な内容の催しについては対象外となる場合があります。)

「西宮市自治会等公益活動補償制度」Q&A

補償等の内容



傷害補償

公益活動に直接参加した人の、活動中の傷害事故について、次の表のとおり補償します。
 ※熱中症・食中毒など補償対象とならない傷病があります。

通院補償金	日額 2,000円 ・通院4日以上が対象となります(通院4日以上で初日分から支給) ・事故発生の日から180日までの間で、通院日数90日を限度とします
入院補償金	日額 3,000円 ・事故発生の日から180日を限度とします
手術補償金	手術の種類に応じて、保険約款に従い支払われます(入院補償金が支払われる場合のみ)
死亡補償金	一時金 200万円 ・事故発生の日から180日以内に死亡した場合に支払われます ※死亡した方の法定相続人(複数の場合は代表者)に支払われます
後遺障害補償金	一時金 最高 200万円 ・障害の部位や障害の程度に応じて補償金が支払われます ・事故発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合に支払われます

損害賠償補償

自治会等又は責任者が、公益活動中の過失により
 第三者に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。



対人補償	1人当たり1億円 かつ 1事故当たり5億円 が限度額になります
対物補償	1事故当たり500万円 かつ 1期間当たり500万円 が限度額になります

※対人及び対物とも、それぞれ1事故につき1万円以下の部分を除きます。(免責1万円)

※法令による賠償やその他同様の給付を受ける場合は、補償の対象となりません。

1	Q 西宮市自治会等公益活動補償制度とは、どのようなものですか？ A 西宮市内の各地域に組織された自治会等(町内会、福祉会等含む)が、公益的な活動(みなさんのためになる活動)を行った際の不慮の事故を補償するものです。
2	Q どういった人が対象になりますか？ A 西宮市が毎年7月に実施する「地域自治団体調査」で調査票を提出された、単位自治会もしくは連合自治会の一員として公益的な活動を行った人が対象になります。
3	Q 保険料や事前の手続きは必要ですか？ A 保険料は不要です。地域自治団体調査で自治会等の報告をしていただくだけで結構です。
4	Q 地域自治団体調査とはどういったものですか？ A 西宮市が毎年7月に自治会長に送付している、地域自治団体に関する調査です。自治会長や役員の名義、工事等の地元説明などで業者から照会があった場合、連絡先を公開してもよいか等を記載していただきます。 ※地域自治団体調査が届いていない団体がありましたら、市担当課までご連絡下さい。
5	Q 事故があった際には、どうすればいいですか？ A 団体の代表者に相談をし、事故報告書の提出をしてもらって下さい。西宮市ではその事故報告書をもって補償制度に該当するかどうかを判断します。補償制度に該当する場合のみ、補償金の請求書をお渡しします。
6	Q この制度があれば、地域自治団体で保険に加入する必要はなくなりますか？ A この制度は自治会員として公益活動をおこなった人のみが対象になるなど、補償の対象や内容が限られます。お祭りの単なる参加者などは対象になりませんので、ご注意ください。
7	Q どういったものが、公益活動の対象になりますか？ A 総会の開催やお祭りの開催、地域の防犯パトロールや清掃活動など、地域のみなさまのためになる活動が対象になります。(表面「補償対象となる活動」も参照してください) ※注意…自治会等として行わない活動や趣味的な活動は対象外になります。
8	Q 自治会で運動会を開催した際に、テントが倒れ多くの方がケガをしてしまいました。見物に来た人も傷害補償の対象になりますか？ A 自治会としての開催に携わる自治会員や自治会役員は対象になりますが、見物客は対象外です。この制度は自治会活動を支援するためのものですので、自治会活動とは直接関係のない、見学者や観覧者、応援者は対象となりません。ただし、事故の状況によっては、損害賠償の対象になる場合があります。
9	Q 自治会活動を行うための目的地へ向かう途中、自転車で転んで怪我をしてしまいました。対象になりますか？ A 対象になります。ただし、通常の往復経路とは異なる経路(途中でスーパーに立ち寄りたり、休憩のために喫茶店に寄った場合など)での事故は対象外になります。一旦通常の経路を離れた場合は、その後の経路も対象になりませんのでご注意ください。
10	Q 自治会活動中にケガをした自治会員が個人又は自治会で傷害保険にも加入していました。どちらからも保険金をもらえますか？ A 傷害補償と傷害保険は両方受け取れます。それぞれの支給条件を確認して下さい。ただし、第三者に損害を与えた場合の損害賠償補償と賠償責任保険については、両方から受け取ることは出来ません。損害を受けた人が損害以上に賠償されてしまうため、按分して支給されることになります。
11	Q 補償を受けるために必要な書類は何ですか？ A 死亡した場合は、死亡診断書や死体検案書が必要になりますし、通院補償を受ける場合は、金額によって必要書類が異なります。保険会社と個別に相談する必要がありますので、事故があった際はすぐにご報告下さい。
12	Q 母が自治会活動中に事故で死亡しました。息子である私が死亡補償金を請求できますか？ A 法定相続人が1人であるなら、請求者になれます。ただし、他にも相続する方がいる場合は、全員の実印を押印した委任状と印鑑証明が必要になります。大きな金額になりますので、相続人みなさんで話し合ってください。
13	Q この補償の対象になるには、どのような手続きが必要で、受付時期などはあるのでしょうか？ A 受付の時期は随時で地域自治団体調査票を提出いただければ対象になることができます。
14	Q わんわんパトロール中に、野生動物や不審者に襲われた場合、補償の対象になりますか？ A 年次計画においてあらかじめ実施日時・実施者等の詳細が定められており、散歩ではなく自治会活動であることが明らかな場合に対象となります。詳細は保険会社の審査によりますので、事故があった際はまずはお報告下さい。
15	Q 西宮市の他の制度で補償が適用される場合とは、どのような場合があるのでしょうか？ A 市が関与する施策・事業に自治会等として協力または参加し、それらの施策・事業ごとの補償制度が適用される場合です。(例 宮っ子の配布、わがまちクリーン大作戦等) 判断に迷うことがあればご相談下さい。